

中・四国還暦軟式野球連盟細則

第1条 (名称)

本細則は、中・四国還暦軟式野球連盟細則(以下細則という)と称し、中・四国還暦軟式野球連盟規約(以下規約という)の補則として定める。

第2条 (目的)

本細則は、中四還連の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3条 (規約第3条組織について補足)

1. 本連盟は、全還連中・四国ブロック9県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、香川県)の各県還連によって構成し、全還連の定める年度登録を完了した各県還連に所属する当該年度中に満60歳以上に達する者で編成の還暦チーム及び満70歳以上に達する者で編成の古希チームをもって組織する。
2. 中・四国ブロック9県のうち、全還連未登録県還連は休会扱いとする。
3. 事務局は、会長と事務局長で構成し、必要に応じて事務局員を置くことができる。但し事務局員を置く場合は、理事会において承認を得るものとする。

第4条 (規約第4条事業について補足)

1. 中・四国還暦軟式野球大会、中・四国古希軟式野球大会の開催手順及び留意点を以下の通りとする。(◆(1)項①②実情に即し修正)
(1).大会開催の引受けは、中四還連各県還連の輪番制を基本とし、次の通りとする。
①.開催地は、定時理事会で概ね3年間を計画し、年度毎に理事会で見直しを行う。
②.当該県還連が諸事情により引受けができない場合は、理事会において調整する。
(2).大会の各県還連の出場チーム枠は、定時理事会において調整し決定する。
①.各県還連の出場チーム枠数は、各県還連1チーム以上最大4チームを基本とし、各県還連の全還連登録数等も考慮する。
②.理事会で決定した各県還連出場チーム枠数の対応ができない場合は、事務局が各県還連と調整を行う。
(3).大会の開催は、全還連及び中四還連の共催とする。主管は、大会開催県還連とする。
大会開催県還連は、大会実行委員会を設置し、大会の運営を主導する。
(4).大会実行委員会は、大会開催要項を作成し、全還連細則第五条2項地区大会出場チーム決定手続きに基づき次の通りとする。
①.大会出場チームの推薦依頼(開催要項、出場チーム推薦報告書)を、開催日4ヶ月前
且途に、大会実行委員会から各県還連理事に依頼する。各県還連理事は、出場チームの調整を行い、出場チーム推薦報告書を大会実行委員会に提出する。
②.大会申込案内(開催要項・申込書・宿泊申込等)を、開催日3ヶ月前且途に、大会実行委員会から出場チーム及び中四還連役員全員に配布する。
③.参加申込書を開催日2.5ヶ月前且途に、出場チームから大会実行委員会に提出する。
実行委員会は、全出場チームの申込書(選手名簿)を全還連事務局に送付し、出場資格の審査を受け、最終決定を確認する。
④.参加申込書は、極力eメール(電子データ)による提出とする。

- ④.組合せ抽選を、開催日2ヶ月前日途に行う。決定した組合せ表は、大会実行委員会から出場チーム及び中四還連役員全員に配布する。
- ⑤.組合せは、1.2回戦で同一県チームの対戦を極力避けるよう配慮する。
- ⑤.大会結果は、大会終了後速やかに大会実行委員会から出場チーム、中四還連役員全員及び全還連事務局に結果報告書、大会冊子を以って報告する。
- (5).大会開催要項は、全還連様式を基本に次のことに留意し作成する。
- ①.大会開催期間は、開会式・監督会議を含め3日間とし、予備日を1日設ける。
- ②.全還連通達の新規追加事項(例:令和5年DH制採用)、ローカルルール等追加する。
- ③.大会役員は◆大会会長1人(全還連会長)◆大会副会長1～2人(全還連副会長他)
◆大会委員長1人(全還連理事長)◆大会副委員長若干名(全還連・中四還連役員)
◆大会委員7人(中四還連各県還連理事)を基本とし、全還連常任理事(中・四国ブロック長)、全還連事務局と調整する。
- (6).開会式に関わる留意点を以下の通りとする。(◆過去の申合せ事項再確認)
- ⑥.中四還連会長及びブロック長は、還暦・古希大会の開会式に出席する。(必須)
- ⑥.中四還連役員は、大会出場チーム同行であっても開会式には役員として列席する。
- ⑥.開催県還連は、前年度優勝旗、準優勝盾返還時のレプリカの代わりに、優勝チームにはボール2ダース、準優勝チームにはボール1ダースを渡す。
- ⑥.選手宣誓は、開催県出場チームの中から選出する。
- (7).諸事情により大会を中止せざるを得ない場合は、会長が全還連理事長及び事務局に連絡し中止を確認する。尚、大会開催準備段階で発生した費用(大会冊子、用具備品等)によっては、既に納入済の参加料の減額または返済をしないことがある。
- (8).大会においてエントリー後の棄権は認めない。(不可抗力の場合は除く)
既に納入済の参加料は、原則として返済しない。(この項は全還連細則第6条に準ずる)
2. 西日本及び全国規模大会の出場チーム推薦については、全還連常任理事(中・四国ブロック長)が主導し、全還連で決定した中四還連出場チーム枠をもとに、各県還連の枠を理事会で調整し、各県還連理事に出場チームの推薦を依頼する。以降は、大会引受け主管実行委員会からの前1-(4)項大会参加手続きに準じ対応する。

第5条 (規約第8条会計について補足)

1. 会計収入の年会費は、各県還連 10,000円とする。
2. 会計支出項目は、助成金、通信費、事務費、旅費交通費、会議費、雑費(慶弔他)とし、定常的支出については、次の通りとする。
- (1).助成金:全還連主催大会(共催含む)の主管県還連に10,000円を支給する。
- (2).事務費:事務局長に5,000円を支給する。
- (3).旅費交通費:中四還連役員の会議等への参加は、所属県還連の負担とする。
但し、所属を代表しない役員の旅費交通費については、実費を支給する。
- (4).雑費(慶弔費):都度事務局が中四還連役員と調整し対応する。(◆当初(4)項削除繰上)
(◆中四還連役員が死亡した場合は、訃報連絡は事務局から各役員に連絡し、取敢えず中四還連からは、弔電のみとすることを確認する。)
3. 本連盟の現金は、会計(事務局長)が保管し、小払い資金以外は預貯金通帳で管理する。

第6条（規約第9条細則他について補足）

1. 緊急を要する事象が発生し、中四還連理事会の開催が無理な場合は、会長が中四還連役員に連絡を問って対処することができるものとする。
2. 本細則の変更については、中四還連定時理事会または臨時理事会で審議し、承認を得るものとする。

附則 この細則は、令和4年12月21日に制定し、施行する。